

始良市農業委員会総会議事録（9月）

1. 開催日時 平成30年9月28日（金） 午後1時30分～3時20分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内飩 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 16番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 非農地証明願について
9. 議案第 7号 農地あっせん申出（貸付希望）について

10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（借受希望）について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
補佐兼振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
~~始良農林水産係長~~

	<p>始良市農業委員会総会議事録（平成30年9月） （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成30年度第6回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、16番委員で、県の花弁園芸振興組合の監査ということで、届出がきています。</p>
	<p>————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p>
	<p>————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、1番委員、2番委員にお願いいたします。</p>
	<p>————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇補佐と〇〇係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p>

<p>議 長</p>	<p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第1号 —————</p> <p>それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 1番から5番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は9月30日、契約の始期は10月1日をそれぞれ予定いたしております。 契約年数につきましては、3年間で4件、10年間で1件で、合計5件となっております。面積につきましては、合計6,019㎡となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページでございますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1番から5番について一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質問、意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p> <p>次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p>

	<p>1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、3ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから2ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>ここで1か所訂正をお願いします。2番の契約内容で売買とありますが、贈与でございますので訂正方よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人、蒲生町久未在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字宮田〇〇番〇田 2,966㎡、字四月田〇〇番 田 673㎡、字新田〇〇番 田 1,480㎡、計3筆の合計面積5,119㎡です。以上で1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年9月9日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、今年の春に長年勤めていた会社を退職し、本格的に農業を拡大してくことになりました。今までもお勤めの傍ら大規模な農業をされていて、長男も中学校の頃からトラクターに乗って手伝っていたので、後継者もいらっしゃいます。労力は、妻と長男とまた兄弟夫婦の手伝いももらって豊富です。</p> <p>機械類は、大型トラクター2台をはじめ、あらゆる機械が大型です。経営面積は、10haを超していて、米丸の水田の集約を図っていく方ではないかと思います。今後、認定農業者の資格も取得されるということです。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、寺師在住の〇〇。譲渡人、岡山県倉敷市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字酒田〇〇番〇 田 365㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説</p>

	明をお願いします。
委員	<p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年9月9日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、約5反5畝の田を耕作しています。譲受人と譲渡人の関係は、実家が隣同士です。譲渡人の両親は他界し、現在岡山県に居住しています。そのため宅地と田を含めて買ってほしいということです。労力は夫婦です。機械類は、トラクター、田植え機、耕耘機、ハーベスター、軽トラックを所有しています。申請地についても、よく管理されています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	[質疑・意見なし]
議長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>————— 議案第3号 —————</p>
議長	<p>つぎに、日程第5、議案第3号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>変更前の申請人が、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字中塩入〇〇番〇 田 132㎡です。当初の許可は、平成26年3月26日付けの5条許可で、転用目的は農機具倉庫でした。変更後の申請人は、同一です。土地の所在は、同一です。転用目的は、一般住宅です。理由は、隣接地〇〇番〇 畑 165㎡と一体利用し、一般住</p>

議 長	<p>宅を建築するためです。議案第4号1番と関連があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、6番委員に、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>6番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、龍桜高等学校から西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が水路、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号農地転用事業計画変更申請の1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号農地転用事業計画変更申請について、1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号農地転用事業計画変更申請についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字中塩入〇〇番〇 田 165㎡、先ほど議案第3号1番で承認されました〇〇番〇 田 132㎡、合計2筆の297㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅1棟の建築面積109.30㎡で</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>す。申請理由は、一戸建て住宅を新築するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。議案第3号の1番と関連があります。</p> <p>本案件については、議案第3号1番で、6番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>これより、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から6番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、東餅田在住の〇〇、他1名。譲渡人、霧島市在住の〇〇、他3名。土地の所在は、三拾町字木島〇〇番〇 畑 922の内570㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積129.18㎡です。申請理由は、現在、借家住まいであり、自宅を建築する目的であるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。面積超の理由書の添付があります。申請地は、500㎡を超えておりますが、法面が138㎡ありまして、駐車場も含めておりますので、実利用面積は432㎡程度となりますので、転用をしたいという</p>

議 長	<p>内容です。一般住宅500㎡超えのため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、山田口交差点から東に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が畑と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、三拾町在住の〇〇。譲渡人、霧島市在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字木島〇〇番〇 畑 922の内344㎡です。1番と隣接しています。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、倉庫1棟の建築面積87.50㎡と資材置場です。申請理由は、事業拡張のため、倉庫、木材切り込み場、乾燥場、作業場を新設する目的であるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地と一体利用し、全事業面積は890.64㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、山田口交差点から東に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が転用申請地と市道、南が転用申請地と市道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。</p>

	<p>譲受人、宮崎市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、霧島市在住の〇〇、他3名。土地の所在は、西餅田字楠元原〇〇番 畑 925㎡です。譲渡人、兵庫県川辺郡猪名川町在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字楠元原〇〇番〇 畑 237㎡、〇〇番〇 畑 286㎡、合計2筆の523㎡です。合計3筆の1,448㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地分譲（5区画）を計画するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。始末書の添付があります。現地調査で、農業委員会より始末書が必要であるとの指摘を受け、添付されています。始末書が提出されたのは、〇〇番 925㎡の農地で、長い間、竹林となり、周囲に悪影響を与えていたため、平成19年4月に竹を伐採して、再び竹が生えてこないように碎石を敷き、そのままにしましたが、今後このようなことはしませんという内容です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地、〇〇番〇 山林、〇〇番〇 宅地、〇〇番〇 山林、〇〇番〇 宅地と一体利用し、全事業面積は1,628.25㎡です。追認のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、青雲会病院から北東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が畑と宅地、西が里道と墓地、南が宅地、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、西宮島町在住の〇〇。貸人、西宮島町在住の〇〇。親子の関係です。土地の所在は、西宮島町〇〇番〇 畑 641㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅2棟の建築面積130.96㎡です。申請理由は、申請地を父から借りて一般住宅を建築及び鳩レース管理棟に利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。面積超の理由書の</p>

<p>議 長</p>	<p>添付があります。鳩レースをされるとのことで、管理棟とレースをされる仲間の駐車場4台分の面積が141㎡必要ということで、残り500㎡を一般住宅として使用したいという内容です。一般住宅500㎡超えのため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>3番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から北東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、蒲生町下久徳在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字鎮ノ下〇〇番 畑 137㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林です。申請理由は、クヌギの苗木を植えて、山林として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、かじのき保育園から北西に約900mの位置です。桃木野地区でした。被害防除の現況は、東が山林、西が市道、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上深田〇〇番〇 田 1,071㎡です。譲渡人、西餅田市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上深田〇〇番〇 田 1,850㎡です。合計2筆の2,921㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、当地に宅地分譲の計画に至るためです。生産区画数は、宅地12区画、道路1区画です。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良高等技術専門学校から東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から6番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から6番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から6番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第 8、議案第 6 号非農地証明願について議題に供します。 1 番から 3 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 6 号非農地証明願についてご説明申し上げます。 1 番についてご説明申し上げます。 申請人、加治木町木田在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、加治木町木田字操穴〇〇番〇 田 5 6 m²、〇〇番〇 田 8. 6 6 m²、合計 2 筆の 6 4. 6 6 m²です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。変更年月日は昭和 5 5 年 6 月 1 0 日です。現況は宅地です。申請理由は、隣接地〇〇番〇の宅地造成工事で境界を間違っ建築したためです。周囲に既にブロックが積んであります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 3 種農地です。申請地の位置は、木田土地改良区から北東に約 1 5 0 m の位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約 3 8 年程度たつていと認められる。周囲の現況は、東が田、西が宅地と市道、南が田、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地として使用されているので、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の議案に入る前に休憩といたします。 (休憩) 時間になりましたので、議事を再開したいと思います。 次の 2 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>2 番についてご説明申し上げます。 申請人、宮崎市在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、脇元字下水流〇〇番〇 畑 2 2 8 m²です。農地区分は、都市計画内の用途が準工業地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。変更年月日は昭和 4 8 年 6 月 5 日です。現況は宅地です。申請理由は、隣接地〇〇番〇 宅地と一体利用されている。申請地は当時、相続人が多く、農地法の手続が困難だったためです。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 3</p>

	<p>種農地です。申請地の位置は、重富中学校から東に約450mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約45年程度たつていと認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が宅地、南が河川敷、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となつてから約45年たつていことから、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。 申請人、加治木町錦江町在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、加治木町錦江町〇〇番〇 畑 5.62㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は平成2年10月3日です。現況は公衆用道路です。申請理由は、既存堀ブロックを若干自分の敷地側に控えて築造したためです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>6番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、龍桜高校から北に約200mの位置です。現況は、申請のとおり公衆用道路となつてから、約27年程度たつていと認められる。周囲の現況は、東が市道、西が畑、南が私道、北が駐車場です。非農地として認定するやむを得ない理由は、現場は道路となつており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第6号非農地証明願の1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第6号非農地証明願の1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第6号非農地証明願の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>

	<p>————— 議案第7号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第9、議案第7号農地あっせん申出（貸付希望）について議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号農地あっせん申出（貸付希望）についてご説明いたします。総会資料は、10ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、35ページになりますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、貸付です。土地の所在が、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑 2, 285㎡です。申請人は、霧島市在住の〇〇。希望期間は3～5年、希望小作料は10a当たり〇〇円となっております。</p> <p>以上、議案第7号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第7号1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>12番委員。</p>
委 員	<p>12番委員です。申請地は、楠原台地のなかでも作りづらい部類です。石がごろごろ露出しています。以前、2人くらいあっせんしました。1人はいつの間にか返されていて、その後借りた方は半年ほど前に合意解約されています。その後、色々な方にあたりましたけれど……。申請地の隣は、〇〇さんの農地で、荒れています。下の方は有機農家の所有の農地ですが、耕作放棄の状態です。このような場所で作ってもらうのは非常に心苦しくて言えなかったのですが、霧島市の方に打診をしたところ、昨夜、作る意思はあるということで了解を得ています。</p> <p>そこで事務局にお願いですが、申請地は今、草ぼうぼうの農地です。あっせんを受付ける段階で、すぐに貸せる状態なのか確認をしてから受付けていただきたい。受理されれば、私が担当委員になると思いますが、どうやって貸そうかということになります。今までもボランティアできれいにして、借りてくださいとお願いをしてきました。苦慮しているところです。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>今話しにありましたとおり、貸付希望の中には管理が不十分なところもありました。これまでも一言は言っていますが、今後、貸付希望の方は、借りる方がすぐ借りられるようなかたちで維持管理をしてもらうよう指導をしていきたいと思っております。</p>

議 長	他にございませんか。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第7号農地あっせん申出（貸付希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第7号農地あっせん申出（貸付希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号農地あっせん申出（貸付希望）についての、1番については、12番委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方は、よろしくお願ひいたします。
	————— 議案第8号 —————
議 長	次に、日程第10、議案第8号農地あっせん申出（借受希望）について議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第8号農地あっせん申出（借受希望）についてご説明いたします。総会資料は、11ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、36ページから37ページになりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、借受です。申請者は、西餅田在住の〇〇。希望地区は、蒲生地区。希望面積は、3,000㎡の畑で、作物は施設花卉及び露地花卉を予定しています。希望期間は3年。希望小作料は10a当たり〇〇円となっております。 以上、議案第8号の説明を終わります。

議 長	これより、議案第8号1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	私からよろしいですか。 しきみ、さかきを植えるのに期間が3年というのは、どうしてですか。
事務局	農業経験としてしきみ、さかき、らっきょう等がありますが、実際になにを作るのかは確認がとれていないところです。
議 長	他にございませんか。 それではお諮りいたします。議案第8号農地あっせん申出（借受希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第8号農地あっせん申出（借受希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号農地あっせん申出（借受希望）についての1番については、4番委員と10番委員をお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
	————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長	次に、日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。

	事務局 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の1ページをご覧ください。11番につきましては、平成30年度第Ⅱ期より農地中間管理事業にかかる利用権の設定がなされましたので、終了となります。以上で報告を終わります。
議長	あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 12番委員。
	委員 12番委員です。38番の〇〇さんです。私が直接あっせんしていませんが、霧島市の方が借りていた農地を約5反借りられて、耕作され始めています。以上です。
議長	他にございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
<p>————— 農用地利用集積計画合意解約 —————</p>	
議長	次に、日程第12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。9月は、5件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（9月分）をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委員 「質問・意見なし」
議長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
<p>————— その他 —————</p>	
議長	それでは日程13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。 2番推進委員。
	委員 2番推進委員です。先ほど議案第2号の2番について調査報告をしましたが、私は売買ということで譲受人と話をしてきたのですが、贈与ということで間違いありませんか。
議長	事務局。

議 長	<p>事務局 譲受人より電話がありました。相手の方と話をして贈与になったので、変更してほしいとのことでした。</p> <p>他にございませんか。 12番委員。</p>
議 長	<p>委 員 ○農業者年金推進特別研修会について報告。 加入資格がある方が農業者年金の制度を知らないことがないように推進を呼びかけ。</p> <p>他にございませんか。 それでは、以上で本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。</p>
議 長	<p>事務局 ○遊休農地対策グループ協議について案内。 ○鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の集計について説明。 ○農業図書について案内。 ○利用状況調査について報告。</p> <p>他にございませんか。 それでは以上をもちまして、平成30年度第6回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____